

商品概要説明書

リフォームローン（一般型A）

（令和7年4月1日現在）

商品名	リフォームローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○前年度税込年収が200万円以上（農業者の場合は150万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。
借入金額	○10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
借入期間	○1年以上20年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 ○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。

借入利率	【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（短期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合のご返済額は、賦金都度見直し方式（お借入利率に変更があった都度ご返済額を変更します。）となります。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（0.40%）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>2,109</td><td>10,257</td><td>14,421</td><td>20,771</td><td>31,643</td></tr></table>	お借入期間	1 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料（円）	2,109	10,257	14,421	20,771	31,643
お借入期間	1 年	5 年	7 年	10 年	15 年								
保証料（円）	2,109	10,257	14,421	20,771	31,643								
団体信用生命共済（保険）	○借入期間が 10 年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただきます。 なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたします。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし								
団体信用生命共済（保険）名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
手数料	○不要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所信用部融資課(電話：0156－66－3400)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。												

	また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A信用部融資課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A鹿追町

商品概要説明書

リフォームローン（基金協会型）

（令和 7 年 1 月 1 日現在）

商品名	リフォームローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金を対象とします。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1 年以上 15 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（短期プライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）、年 2 回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合のご返済額は、賦金都度見直し方式（お借入利率に変更があった都度ご返済額を変更します。）となります。												
担保	○不要です。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>2,109</td><td>10,257</td><td>14,421</td><td>20,771</td><td>31,643</td></tr></table>	お借入期間	1 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料（円）	2,109	10,257	14,421	20,771	31,643
お借入期間	1 年	5 年	7 年	10 年	15 年								
保証料（円）	2,109	10,257	14,421	20,771	31,643								
手数料	○不要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所信用部融資課(電話：0 1 5 6－6 6－3 4 0 0)にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：0 1 1－2 5 1－7 7 3 0）												
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。												

J A 鹿追町